

相活士月刊メールマガジン 10月号 ～ VOL24～

相活士事務局です。第24回目のメールマガジンとなっています。

ついに2年が終わり3年目に入ったということです。最後までご一読下さい。

なお、相活士の方には週に2回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに（原則火曜と金曜日）送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

目次

1. とっても大事、財産目録を作ってみよう～事務局からのメッセージ～
2. 消費税率アップにあわせて
3. 相活士の更新が1年から2年に変わります
4. 相活士復活制度のお知らせ
5. 更新を迎える方へ
6. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. とっても大事、財産目録を作ってみよう

毎日、たくさんの方々から相続や遺言に関するご相談が寄せられます。

お話をさせていただく中でよく感じるのが、“現状分析ができていない方がほとんど” だということです。

“現状分析” ってなに？

『財産目録』を作って、どんな財産を所有していて、どれくらいの評価額（金額）なのか、そして相続発生時にはどれくらいの相続税を納める必要があるのかをまず把握することです。

- ・皆さんは、自分自身の財産を正確に把握していますか？
- ・ご家族は、あなたの財産にどのようなものがあるのかご存じですか？
- ・高齢になった親の財産状況、相続税申告義務の有無、相続税額をおおよそでも把握できていますか？

多くの方が「いいえ」と答えるのが現状ではないかと思えます。

その現状分析が曖昧、あるいはまったく把握できていない方はたくさんいらっしゃいます。普段あまり考えることもないし、当然あるいは仕方ないと言ってしまえばそれまでですが、ご相談いただく方も、より具体的な解決策や答えを望まれていることでしょう。しかし、前

提となる現状分析があまりできていないと、明確で具体的な回答やアドバイスを受けるのもなかなか難しいものです。

「まずは、現状分析（＝財産目録の作成）からですね。」とお答えすると、だいたいの方は「やっぱりそうですよね～」と納得されます。「知りたいのはそこから先のことなのに・・・」のはずですよ。

それでも、そこから実際に行動に移している方（財産目録を作ってみる方）がどれくらいいらっしゃるかというと、それもまた少ないのが実情でしょう。

さて、問題は解決していくもの。

まずは『財産目録』の作成から始めてみましょう！

財産目録とは、亡くなった方（被相続人）の、ある一時点において所有している全財産を網羅的に記載した書面のことといいます。一言でいえば、財産の一覧表ですね。

預貯金や不動産、有価証券といったプラスの財産だけでなく、借金やローンなどのマイナスの財産も網羅的に記載します。マイナスの財産も、相続の対象であるからです。

「この財産は家族にも知られたくない」と隠してしまうと、財産目録としてあまり役に立たなくなってしまうだけでなく、相続人も知らない財産となると、結果として相続税の計算、納税にも間違いが生じることにもつながるのです。（のちに財産目録に載っていない財産が発見されたとき、改めて遺産分割協議をやり直す必要が出てくるなどの不都合も生じます。財産的価値があるものはすべて記載するようにしてください。）

財産目録は、遺言書を作成するときや被相続人が亡くなったときの遺産分割協議の際に、“あった方がよい”程度のものではなく、“なくてはならない”とても大事で便利なものであると考えています。法律上、財産目録の作成は義務付けられていませんが、絶対に作成しておくことをおすすめします。

ちなみに財産目録は、争う族が深刻化し、遺産分割調停・審判にまで及んだ場合には、家庭裁判所に提出しなければならない“必要書類”となるということを覚えておいてください。

財産目録の作成にあたり、決まったルールや書式はなく、作成した本人やご家族（相続人）にとって分かりやすい内容になっていることが一番です。インターネット上にも、ひな形や記載例がたくさん載っていますので、ぜひ検索して参考にしてみてくださいね。（例：『財産目録 ひな形』で検索）

財産目録を作成するメリットの一つとして、財産を一目で見て分かりやすく整理できることが挙げられます。

財産目録を見ながらご家族と話し合いをすることで、相続の生前対策はもちろん、遺産分割協議もスムーズに進められます。結果として、争う族を回避することにも効果的なのです。

相続発生後、遺族が何もない状態から財産目録を一から作るとなると非常に手間がかかるものです。その手間が省けるだけでも、遺族にとっては非常にありがたいですね。

「口座のある銀行はどこ?」「所有している不動産は?」「ローンや借金はない?」といったことを遺族が一からやらなければならないことを想像してみてください。何から始めたらよいのか不安になったり、困ってしまうこともたくさん起きるでしょう。

さらに、負債（借金やローン）が多いなどを理由に相続権を放棄することを“相続放棄”といいます。

ただし、相続放棄をする場合は、一定の期間内に手続きをする必要があります。

この一定の期間というのは、“相続が発生したことを知ってから3カ月以内”です。その期間内に、家庭裁判所へ必要書類を提出し、受理される必要があります。

（※実際には、相続から3か月経過しても裁判所は柔軟に対応してくれますが）

最初から財産目録があれば（＝負債があることを分かっていたら）いろいろな選択肢が余裕をもってできたのに、財産目録がなく、しばらくしてから借金が判明して大慌てということも避けられるのです。

また、「自分には、基礎控除額（3000万円＋600万円×法定相続人の数）以上の財産はないし、相続税の申告をする必要もない。財産目録なんて必要なの?」という方、基礎控除額に満たなくても、いずれ遺産の分割（協議）を相続人が行うことになりますよね。遺産の大小に関わらず、争う族は起こるのです。（むしろ少ない方が争いやすい。）

自分自身に、あるいは親に、どれだけの財産があり、それがどのように相続（遺産分割）される予定で、どれくらいの相続税が発生するのか、それをきちんと把握しておくのとそうでないのでは、生前対策の方法、つまり終活の内容や進め方もまったく異なったものになってくるでしょう。

簡単でも結構です。一度、財産目録を作成して、差し支えない範囲でご家族と共有化しておくことで、将来いつかは発生する相続のときに、大切な家族が慌てることもなく、困ることもなく、そして争うこともなく、財産が引き継がれていくことにつながります。

財産目録の作成は、誰でも簡単にできる“終活のひとつ”です。

財産の状況を知ること、先々の老後の道筋（例えば、十分な預貯金はあるのか。預貯金が不足している場合、現金化できる財産はあるのか。）を把握できたり、少しずつでも孫に生前贈与していこう!といった具体的な対策につながる、つまり終活がどんどん進んでいくのです。

皆さんは相活士として、ご家族や友人知人、お客さまに対して、このような終活の必要性はもちろん、円滑な相続をアドバイスする専門家としての役割を担っています。そうありたいと思い、試験に合格し、晴れて相活士になられたのではないのでしょうか。

まずは皆さんご自身が（財産目録の作成を）実践し、その感想や方法を周りの方々にどんどんアウトプットして行ってほしいと願っています。

ちなみに相活協会でもエンディングノートを作成しています。財産目録代わりにご記入いただくということも可能です。

ご好評いただいております相活協会のオリジナルエンディングノートも 1000 円にてご購入いただけます。

ご希望の場合は相活協会までご連絡ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

2. 消費税率アップにあわせて

10月から消費税が8%から10%にアップしました。相活士の受験代も5,800円プラス消費税10%の580円で合計6,380円となります。

更新料も年に3,000円、2年で6,000円ですが、6,600円となりますのでお含みおきください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

3. 相活士の更新が1年から2年に変わります

8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年に変わります。例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。その書類は2年更新（更新料3,000円×2年の6,000円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

4. 相活士復活制度について

相続終活専門士に合格したけれども、「更新時に更新書類を提出するのを忘れてしまった」、とか、「ここまで相続や終活について世間的な認知が高まるとは思わなかった」等の理由で、「もう一度相活士として名乗りたい」という方が増えています。

そこで、更新料3,000円（税別）プラス事務手数料1,500円（税別）で再度相活士の更新を承ります。

もし皆様のお知り合いで「かつて相活士に合格したけど更新していない」という人がいらっしゃった場合、アナウンスしていただければと存じます。

相活士の復活をされた方は再度認定証を交付いたします。

尚、現時点で復活制度を利用した場合の再テストは予定しておりませんが、

今後は再テスト(おそらく 25 問程度)を行うことになると思いますのでお含みおきください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

5. 更新を迎える方へ

8 月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が 1 年から 2 年に変わります。例えば、2019 年 3 月に合格した方は、翌年の 2020 年 2 月あたりに更新書類が届きます。以前は、更新書類には自動振替サービス確認書(日立キャピタル)の送付とご案内しておりましたが、書類記載や印鑑相違などやり取りが面倒である等々、相活士のご要望が多数ありました。そこで、11 月更新以降の相活士より更新費用のお支払い方法をコンビニ払いの払込票に統一することとしました。

払込票の更新費用には 2 年更新(1 年更新料 3,000 円×2 年の 6,000 円税別です)となります。有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。名刺の記載に間違いがなく更新ご希望の相活士は払込票にて更新費用をお支払いください。入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺 100 枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの相活士も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。
更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。
また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

6. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族(あらそうぞく)を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆